

原案執行、申請モ内務大臣ニ為サレムルコト

ト

5. 市条例ノ設定改正、起債、特別税設定其ノ他
ノ財政上ノ行為ニ付テハ勅令ヲ以テ指定又
ルモノヲ除クノ外不要許可ナスルコト

6. 戀戒審査會ハ内務省官吏ヲ以テ組織スルコト
北海道ニ町村制ヲ施行スルコト（特例ヲ認ムベ
キ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム）

支
町村ノ併合又ハ組合ヲ勅獎スルコト

閣甲 第二三七號

案起 昭和三年十一月四日

裁可

決定

二年十一月五日

施

行

年月日

年月日

年月日

内閣書記官長

内閣總理大臣

（案一）

昭和二年十一月七日

内閣書記官長

内務大臣

（宛各通）
（内務大臣ハ一部除ク）

十一

609

0000 0609

鐵道大臣一

依命通牒

各官廳、權限整備ニ関スル行政制度審議會
會長、報告ニ基キ陸運ニ關スル事務、所
管ニ關シ左ノ通閣議決定相成候條右
實施相成度候」

記

決定事項第一

（案ニ）

昭和二年五月七日

内閣書記官長

内務大臣一光（若通）

依命通牒

各官廳、權限整備ニ關スル行政制度審
議會會長、報告ニ基キ史蹟名勝天然紀
念物保存ニ關スル事務、所管ニ關シ左ノ
通閣議決定相成候條右實施相成度候

記

決定事項第二

(案三)

昭和二年五月七日

内閣書記官長

法制局長官宛

各官廳、權限整備ニ関スル行政制度審議會
會長、報告ニ基キ陸運ニ關スル事務及史蹟
名勝天然紀念物保存ニ關スル事務、所管：

閣レ左ノ通閣議決定相成候條為念
及通牒候

記
決定事項第一及第二

昭和二年十一月四日

行政制度審議會會長男爵 田 中 義

内閣總理大臣男爵 田 中 義 一 殿



本會ハ各官廳ノ權限整備ニ付目下調査審議中ノ處陸運ニ關スル事務ノ所管及史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ニ關シテハ既ニ慎重審議ヲ遂ケ別紙ノ通議決致候様此段及報告候

本件ハ昭和二年十一月四日別紙報告原議
ナ以テ直ニ閣議決定済

第一 陸運ニ關スル事務ノ所管ニ關スル件

陸運ニ關スル事務ノ所管ヲ遞信省ヨリ鐵道省ニ移スコト

第二 史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ニ關スル
件

史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務ノ所管ヲ内務省ヨリ文部省
ニ移スコト

内閣

二二七

五

第五回
内閣總理大臣宛

本會八名官廳、權限整備ニ付目下調査審

内閣總理大臣宛

行政制度審議會會長

五

昭和二年五月四日

報告案

會長

幹事長

幹事

仰決裁

明和二年五月四日上頃花押清即
開議決定済(總務課長より提出)

記

0000 0614

議中、處陸運ニ關スル事務、所管及史
蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務、
所管ニ關シテハ既ニ慎重審議ヲ遂々別
紙、通議決致候條此段及報告候

第一陸運ニ關スル事務、所管ニ關スル件

陸運ニ關スル事務ノ所管ヲ遞信省ヨリ鐵道省
ニ移スコト

第二史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事

務、所管ニ關スル件

史蹟名勝天然紀念物保存ニ關スル事務、所管
ヲ内務省ヨリ文部省ニ移スコト

陸運ニ關スル事務ノ所管ニ關スル官制改正ニ關シ

法 制 局 長 官 宛

内閣書記官長

昭和二年十一月三日

閣甲

第二二七號

案起

昭和二年十一月三日

裁可

年

月

日

施

年

月

日

決定

年

月

日

行

年

月

日

内閣總理大臣

五

内閣書記官長

内閣書記官

別紙、通内務次官ヨリ依頼有之候處右ハ事務系統整備、目的達成、為ニハ慎重考究ヲ要スル事項ト認キシ候ニ付テハ別紙移牒ニ及ビ置候間右関係勅令案審査、際ハ特ニ慎重ナル審査ヲ遂ゲラル様致度為念此段申進候。

0000 0617

八覽

内閣書記官

書記官長

省務内

内務省閣土第二一號

昭和二年十一月十五日

内務次官



内閣書記官長殿

陸運ニ關スル事務ノ所管ニ關スル件

本月七日閣甲第二二七號ヲ以テ標記ノ件通牒ニ接シ該處陸運ニ關スル事務ノ限界ヲ定ムルコトハ事務ノ實際ニ徵シ頗ル困難トスル所ニ有之候ニ付行政制度審議會ニ於テ當省大臣ヨリ申述候趣旨ニ依リ鐵道省官制ノ改

内閣書記官長（内甲二六七ヨリ届ケ）

省務内

正ニ關シテハ陸運中道路運送ニ關スル事務ハ當省ノ所管ニ屬スルコトヲ
明瞭ナラシメ候様御考慮相煩度尤モ乗合自動車ニ關スル事務ハ當省所管
ニ屬スルモ左記要項ニ依リ鐵道省ト協議ノ上處置スルコトニ御決定煩度
依命及御依頼候也

省務内

乗合自動車ニ關スル事務ニシテ鐵道省ニ

協議スヘキ事項

一、乗合自動車ニ關スル事務ヲ地方長官ヲシテ管理セシムル場合ニ在リテハ其ノ營業ノ許否及監督ニ關スル大体ノ方針ニ付内務省ヨリ鐵道省ニ協議スルコト

二、乗合自動車ニ關スル事務ニ付内務大臣ニ稟伺セシムル場合ニ在リテハ鐵道停車場ヲ起終點トシ又ハ鐵道線路ト接近竝行スル乗合自動車ニ關スル左記事項ニ限り内務省ヨリ鐵道省ニ協議スルコト

- (1) 免許
- (2) 運輸開始ニ關スルコト
- (3) 旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸料金ニ關スルコト
- (4) 運轉時刻及其ノ回數ニ關スルコト
- (5) 運輸事業ノ休止廢止ニ關スルコト